



2019年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社 Gunosy  
代 表 者 名 代表取締役 竹谷 祐哉  
最高経営責任者  
(コード番号：6047 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 間庭 裕喜  
( TEL. 03-6455-4560)

(開示事項の経過) 韓国における訴訟の判決に関するお知らせ

当社が2018年10月12日付「韓国における訴訟提起のお知らせ」により開示しておりました、韓国法人であるYello Mobile Inc. (以下「Yello Mobile社」といいます。) に対して提起した売買代金支払請求訴訟について、2019年7月17日に、韓国ソウル中央地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日  
韓国ソウル中央地方裁判所  
2019年7月17日

2. 訴訟の当事者  
原告：当社  
被告：Yello Mobile Inc.  
(本店所在地：139, Dosan-daero, Gangnam-gu, Seoul, the Republic of Korea)

3. 訴訟の内容及び請求金額  
当社は、Yello Mobile社との間で締結した2017年10月13日付株式売買契約に基づき、同社に対して売買代金債権を有しておりますが、支払期日であった2018年6月30日以降、本日まで当該売買代金の一部が支払われておりません。

当社は、当該支払期日以降もYello Mobile社と支払いに関する協議を重ねてまいりましたが、合意に至ることができませんでしたので、未払代金1,999,731,540ウォン(約183百万円※)及びそれに対する遅延損害金の支払いを求めるため、今回の訴訟提起に至ったものであります。

※円換算は、100ウォン=9.17円(7月17日現在)で記載しております。

4. 判決の内容  
Yello Mobile社に対して、当社へ未払代金1,999,731,540ウォン及びそれに対する遅延損害金の支払いを命じるものとなっております。

5. 今後の見通し

上記判決は、当社の主張する損害につき賠償を命じたものでありますが、判決内容を詳細に精査したうえで今後の対応を検討いたします。なお、本判決について開示すべき事項が発生した場合は、すみやかにお知らせいたします。

6. 業績への影響等

本訴訟の判決による2020年5月期の業績に与える影響は現状見込まれませんが、今後開示すべき事項が発生した場合にはすみやかにお知らせいたします。

以 上